

家庭で話そう！ 情報社会のルールとマナー

～中学生・高校生の保護者のみなさまへ～



インターネットやパソコンなどは、私たちの生活をますます便利で豊かにしてくれています。
しかし、ルールやマナーを守らなければ、子どもたちが被害者や加害者になることもあります。
学校では、情報機器を活用し、また、情報化の課題にも対応できる力をつける指導をおこなっておりますが、
その力を育てるには、家庭の協力が不可欠です。

この資料を家庭における話し合いやルールづくりにお役立てください。

インターネットの利用等について確認しましょう

- 保護者の目の届くところにパソコンを置いている。
- 子どもの携帯電話やインターネット等の利用状況をよく把握している。
- 携帯電話やインターネット等の利用時のルールを決めている。
- 有害情報を見せない方法を知っており、利用している。
- 子どもと何でも気軽に話ができる。
- 困った時の相談窓口を知っている。

子どもの利用内容が見えていますか？

たとえばこんな問題点があります。

掲示板・チャット



文字情報のみのコミュニケーションは相手の表情が見えないため、気持ちが十分に伝わらないことがあります。そのため誤解を与えるなど、人間関係をこわしてしまうことがあります。

チャットとは？

インターネット上で参加者同士が、あたかも会話するように自由にメッセージなどを書き込めるサービスです。

出会い系サイト

携帯電話やパソコンの出会い系サイトをきっかけに知り合い、その後、事件に発展するケースが全国で多発しています。



◆平成16年中に発生した出会い系サイトに関する事件（警察庁）



携帯電話への依存



相手からすぐ返事がこないで「無視されている」と不安になる、いつも携帯電話がないと落ち着かないなど、過度に依存してしまう場合があります。

個人情報の流出



インターネット上には個人情報を収集する目的のホームページが多数あります。名前や住所、電話番号を送信したら、広告メールが届いたり、知らない会社から電話がかかったりすることがあります。

携帯電話はメールや掲示板、ホームページ閲覧などパソコンと同じことができます。しかも、個人が持ち歩くことで保護者や学校の目が行き届きにくいという問題点があります。

使用時間(料金)を決めていますか？

ポイント

パソコンは時間を決めて、使用させましょう。
携帯電話の毎月の料金明細をもとに使用状況を把握しましょう。
子どもにとって携帯電話は本当に必要か家庭で話し合しましょう。

○月○日～○月○日

◆ご利用料金

携帯電話通話料
¥ ×,×××
パケット通信料
¥ ×,×××

合計 ¥ ××,×××

個人情報に気をつけていますか？

ポイント

自分の名前や住所など個人情報を安易に送信しないようにし、送信する場合は、保護者に相談させましょう。

プレゼント応募ページ

名前：○○○○
住所：京都府○○○○
電話： -

有害情報への接触を防いでいますか？

ポイント

パソコンは居間など、みんなが集まる場所に置きましょう。
保護者も一緒に使しましょう。
フィルタリング機能を利用して有害情報を遮断しましょう。



フィルタリング機能とは？

子どもにとって好ましくないインターネット上の情報を自動的に遮断する機能です。

- ・フィルタリングソフトは数千円で市販されています。
- ・多くのプロバイダ(インターネット接続業者)が無料または月額数百円でフィルタリングサービスを提供しています。
- ・財団法人インターネット協会では無料フィルタリングサービスを提供しています。

<http://www.iajapan.org/filtering/>

「京都府青少年の健全な育成に関する条例」第18条の3では、保護者はインターネット上の有害情報を青少年に見せないように努力しなければならないことが定められています。

マナーの基本は「相手への思いやり」と「責任ある行動」です。

- ◆インターネットの向こうにいるのは、自分と同じ人間であることを常に意識させましょう。
- ◆相手に迷惑をかけないか、不快な気持ちにさせないかなどについて常に考えて行動させましょう。
- ◆トラブルに巻き込まれないように自分の安全は自分で守ること、自分の行動には社会的な責任が伴うことを自覚させましょう。

利用とルールはワンセット!

- ◆子どもとの話し合いの中で、携帯電話やインターネットを利用するためのルールを決めたり、トラブルに巻き込まれないためにはどうすればいいのかを一緒に考えたりしながら、家族みんなで安心して使うことが大切です。

困った時の連絡先

子どものことで困った時は、まず学校の先生に相談してください。
内容によっては次のような専門機関の相談窓口も利用してください。

ハイテク犯罪の相談窓口

京都府警察本部少年課少年サポートセンター

<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/youngtel.htm>

TEL 075-841-7500(相談専用)

携帯電話からのアクセスは <http://www.kyotofukei-syonen.jp/i/>

京都府警察本部ハイテク犯罪対策室

<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/hightech/hightech.htm>

TEL 075-451-9111

架空請求など消費生活の相談

京都府消費生活科学センター

<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/center/center1.html>

TEL 075-821-0210(相談専用)

インターネット上の被害と加害の予防

インターネットホットライン連絡協議会(財団法人インターネット協会)

<http://www.iajapan.org/hotline/>



平成17年7月発行：京都府教育庁管理部総務企画課企画情報室

TEL 075-414-5703